

第 102 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和元年 10 月 17 日（木）15：58～17：36

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和元年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 27：自家用自動車による貨物の有償運送の中山間地域における通年の利用を可能とする見直し（国土交通省）>

（高橋部会長）我々も現地のヒアリングの結果というのは把握していて、微妙に認識にずれがあるのかなという率直な感想。まず、軽貨物でできるというお話なのだが、これは負担という点ではどうなのか。例えば運行体制をしっかりとしなければいけないとか、点呼をしっかりとしなければいけないとか、軽貨物にしてもいろいろある。だから、これはそういった意味では、負担感というのはあるのではないかと。

（国土交通省）御説明申し上げるが、5 ページに参考に入れさせていただいた。

「運送法第 78 条第 3 号（自家用有償旅客運送者による少量貨物運送の例）」だが、これは提案団体からの提案は第 78 条第 3 号を運用上やってもらえないか、対応してもらえないかというものと認識をしているが、仮に第 78 条第 3 号による対応をしたとするとどういうことが必要なのかを書いているもの。

一番右の「貨物軽自動車運送事業」に関しては、我々の方から現行制度でもやっていただければ対応可能だというものについて整理していて、事業の開始については運送法第 78 条第 3 号について許可で、軽の場合には届出。

部会長からお尋ねのあった手続は、いずれも法制度で対応していただく必要はあるが、例えば、輸送の安全の確保措置については、点呼等の実施をしっかりとやらせようとか、運行管理体制は、許可を受けられる、または届出をしていただく主体、それは事業者であったり、自治体であったりするのかもしれないが、そういったところには運行管理体制を応分にさせていただく。

それがどれだけの負担になるかというのは、手続をとっていただく方々のお感じになるものだが、私どもとしては最小限の手続をお願いしているものなので、両者はそれぞれ制度上、許可と届出なので、むしろ許可のほうが、貨物軽自動車運送事業というのは車幅の小さな軽の貨物によってということ余り長距離ではなく、身近な配送を主としてやっている方々の事業ということで、比較的届出という形で、左側の自家用有償旅客運送者については、青ナンバーではないが、現実には自治体等がこれを担い手として想定されるわけで、その辺も相応にやっていただく。

どちらの負担が重いのかというのは実質としてはあるが、我々としては最小限のものをお願いしていると考えているし、そういう意味では軽貨物のほうが一般的には届出制なので、チェックポイントについても比較的限られている。許可のほうがむしろ、そういう点ではチェックポイントは多い。それが負担かどうかというのはそれぞれの状況に応じてだと思ふ。

（高橋部会長）ニーズという話に移るのだが、事業者としても、非効率で、そこは無理くり人を雇ってやっているのだから、引き受けてくれたらありがたいというお話があったと聞いている。そういう意味では、現状を聞けば、事業者としてはとにかく頑張るという答えが返ってくると思うのだが、将来というか、社会状況の変化の中で現行の制度をどう仕組んでいくかというときに、そういう状況を見ながら、役割分担できるところは役割分担すべき制度設計は当然あり得るのだと思ふ。

そういう意味では、事業者としても、1 つぐらいの荷物を集配場から運んでもらえれば、そこは効率性の観

点からいいし、人手不足の中で運転手を配置するよりは楽だという話をおっしゃっている。そういう意味ではニーズがないという話にはならないと思うのだが、そこはいかがか。

(国土交通省) 配送事業者、運送事業者で、これはヒアリングと書いてあるが、その場に出てきたのは、地元で頑張っておられる大手の事業者。その営業所のしかるべき方だが、その配送の現場の厳しさというのは、恐らくは何とか持ちこたえてやっているという点においては率直におっしゃっていただいたと思う。

さはさりながら、その中のラストマイルとか、そういう過疎地域における配送をしっかりと支えていくことのつらさ、厳しさというか、ドライバーを配置して安全な運行を確保しながらやるのは、率直に話に出ていたような厳しさは確かにあるのだろうというのは当然にわかっているし、それに対してどういうふうにしていけばいいのかというのは、国交省は出先も含めて、本省もそれは供給の面で来ているが、トラックの事業者団体、それも東京の全国の団体だけではなく、その地域の団体を通じたものはお聞きしているので、その厳しさについて何とかしなくてはいけないというところは何も誤解というか、認識に齟齬はない。

ただ、そこで支えていただいている中で、やはり冬季については、それはここの地域、大山町の実情だと思うのだが、スキーの需要があって、そこは結構大変だというのはある。それは少しでも分担してもらえばありがたいということはあるという話は出ていた。

(高橋部会長) いや、大山寺町のエリアを含めて、いろいろ沿岸部から山間部まで集落が点在していて大変だという御発言だった。

(国土交通省) 大変なのはもちろん大変だと思う。

(高橋部会長) ですから、そういう現状があるという認識を事業者さんから示されたという事実はある。

(国土交通省) 厳しいであろう実情については、そういう話があったと我々も認識している。

(高橋部会長) そこは何で説明に出てこないのか。

(国土交通省) 出てこないというか、特に厳しいものはそういうところがあるというのはもちろん認識している。

(高橋部会長) だから、そういう提案が出てきている。地方公共団体がそういう現場の実情を厳しいと見ていて、これで将来、本当に成り立つのかという心配をされて、ここは合理的だったら役割分担してくれる制度を導入してという提案に結びついたのではないか。

(国土交通省) まずはこの大山寺町エリア以外には配達はとてできないというところまでには至っていないというお話があったと報告を受けている。

(高橋部会長) それは厳しい中で、地域における選択と集中という話もあるわけだが、そういった意味で、少しでも委託できれば助かる、委託したいというのが本音だと事業者のほうがおっしゃったということ。

そういう発言もあったのではないか。それは御存じないのか。

(国土交通省) それはそのとおり。

(高橋部会長) そういう話で、事業者から少しでも委託できればありがたいとおっしゃった。

(国土交通省) その配送を何とか、人繰りも含め対応している厳しさはもちろんあるのだと思っている。

(高橋部会長) ですから、それを地域の特殊性ということで酌み取ってくださいという話。

(国土交通省) そういう中で、配送事業者では何とか頑張っておられるところなのだが、その上で、誰かに代わってやるならどこになるのかという、今度はその話だと思う。それは厳しい人繰りの中で、輸送需要もそれほどはないところで、都市部のように輸送需要は相当あるとか、長距離はあるとかというものと違って、需要がそれほどはない。そこまで頑張って持ちこたえている中で配送事業者は頑張っていると思うのだが、では、その代わってもらいたい先がどこにあるのかという問題だろうと思う。

(高橋部会長) では、今度は代わってもらいたい先の話をしたと思う。今、自治組織の方は、見かけ上は運んでもらえているから緊急性を感じていないというお話。どういう状況にあるかが見えないわけだから、事業者の中の人繰りの話とか、使う側は見えない。そういう意味で、現状で輸送されている状況を見ると、今は考えていないというお話でしかないと思う。

そういう意味で、プライバシーの話とかは仮にやった場合のお話をされているので、本当に自分たちが引き受けた場合について、こういう問題があると。将来的に、プライバシーの問題とか伝票の問題があるからやりたくないというお話を自治組織もされているわけではないと思う。

(国土交通省) 何か対応すべき事象があった場合には、それこそ現実にフィージビリティというか、そこに汗をかいていただく。この場合でしたら、ドライバーもあるし、また、車両も持ち出さなくてはならないし、先ほど簡単に紹介もさせていただいたが、制度自体はあるわけだから、先ほどの参考の道路運送法上の制度はあ

る中で、提案団体もそれを言って、第78条第3号による対応、そういう制度の枠組みがある中でどういう運用をしていくのかという中では配送の話だから、車もあればドライバーもある。道路運送法の概念でいくと、その運行管理をどういうふうにしていくのかという問題は当然にあるわけで、そういう御負担は出てくるわけで、そういう担い手について見通しなり持ち出せるものがなければ、制度だけひとり歩きするわけにはいかない(高橋部会長) 今の話ですと。

(国土交通省) 担い手については、提案団体の提案には最初から地元の有志の方で始めていきたい。それも、この一定の地域について、モデルとしてまずやりたい。それを横に広げていきたいという御提案だったと認識しているが、まずはモデルとしてやりたいとおっしゃっている大山町の地元の話はこの前伺ったとおりで、来ていただいた代表の方の発言だが、なかなかそれは、軽かどうにかかわらず普通自動車も含めてだが、1台ずつぐらいは大体持っていますという話も率直にあった。それはいろいろ課題があつて、ずっと有志として出そうという感じにはお聞きしていない。

(高橋部会長) どういう御発言があつたのか。

(国土交通省) 仮に鳥取県が御提案いただいているように実施するとしたら、プライバシーの問題とか、知っている人が荷物を運んでくるとどんな荷物が届いてとか、うわさが町内に広まってしまう。荷物を受け取る側の人々がそういったマイナス面とか、これは言い方が正確なのかどうか、恐縮ですが、ペナルティーに感じる面もあるのではないかと心配はしている。また、地域住民に伝票の取り扱いができるのかなどの不安もあるというお話があつたと私は報告を受けた。それは率直に、なかなか車を出そうにもいろいろ問題があるのではないかとお話しになったものと認識している。

(高橋部会長) ですから、将来的には考えて、必要はあるともおっしゃっている。

(国土交通省) 将来はといつても、現実には提案をいただいているのは制度として運用上対応することを要望されていると思っているのだが、それについて、なかなか現実に担い手が見出しがたいところで制度設計というのはなかなか難しい。

(高橋部会長) だから、ある程度固まった一定期間試行して、それでもやらないというもあると思う。だから試行としてやってみて、それでもだめなのか。

(国土交通省) 試行するにも担い手がいないことには試行できないようにも感ずるのだが、いかがか。

(高橋部会長) ですから、このニュアンスというのは、もし試行するのだったらやる気もあるというお話ではないのではないかと。

(国土交通省) やる気があつて出せる資源、シーズを出せるので試行したいというのは通常の例ではない。

道路運送法に基づく運送事業の話なので、ドライバーと配送するために使う車、それを安全に運行していただくという責任がいずれにしても生ずる。それを引き受けていただく方がいるのかどうかというのは、まず確認させていただいているものと思っているが、それはなかなか地元でもまだまとまっていない。リーディングケースとして大山町をというのも、そこは地元もなかなかしんどそうだなというふうに感ずる。

(高橋部会長) これは一つのきっかけで、全国的にもう一回調査する必要はあるのではないかと。大山町については、確かに国交省的な目で見るとどうかという、要するにシーズではないという評価はあるかもしれないが、ほかに全国的なものはあるのではないかと。

(国土交通省) まずはこういう提案型のものもあつて、今回も鳥取県初め何団体か御要望があつて、そういう担い手も見出せている、試行させてほしいというところがあるのであれば事務局からぜひ、御提案いただいたら、そこについて私どもはこの件も含めて全てそうなのだが、地域の厳しい実情があるというのは皆様にも御指摘いただいているが、我々も直接、本省も出先もそういうのは聞き及んでいるし、それに対応を迫られて対応してきているので、それがわからずに言っているわけではないというのは御理解いただきたい。それはまた事務局のほうでもしあれば個々にお話を伺わせていただきたい。

(高橋部会長) では、そこは協力して、もし具体の支障があればそこは次年度に引き続き受け取っていただけるということか。

(国土交通省) 個別の提案がある中で、自分のところで車、人、また、そういう青ナンバーのほうの事業者の実情など、そういうものをお聞かせいただく場があれば、そういうものを設定していただければしっかりお話を伺いながら、対応できることはしてまいりたい。

(大橋部会長代理) では、具体的な主体が出てきて、地域で運びたいからやらせてほしいという話が出てきたら、これは第78条第3号も受け皿として用意できる。そういうことか。

(国土交通省) 運送事業というものは、青ナンバーの方々にやっていただくのが基本。そういう中で、その運送事業者が、地域に応じてなかなか厳しい中で頑張っている。そういう中で、なかなか運送サービスの提供と地元の必要性との関係で、例えば今、私どもは運用上対応させていただいている。繁忙期に限ってはそういうものも第78条第3号で許容する運用をしている。そういう現実的な対応は一般的にはあるが、そういう具体の御提案。それも地元から御提案いただくことについては、まず、地域のほうの意見がそういう車を持ち出せる。自分の自家用車だけれども、それは地元のために持ち出そうと。それは一定の範囲で持ち出せば、その間、御自身は使えない。また、ドライバーの方もどういうふうに手当てされるのか。そういうものが具体的に熟して、それで御提案いただければ、我々としては幸いです。

(高橋部会長) 立証責任をどちらかにかけるかという話である。具体的に制度化されてから具体の自治組織に話をして、やってくれないかというやり方もある。よって、制度改正もわからないのに、まずはやってくれるという同意を取りつけるのは、地方公共団体に重い責任を負わせているのではない。

(国土交通省) 本件の御提案は第78条第3号の運用を、それこそ冬季の年末年始などを初め、業務繁忙期についてはそういう実情が別に1地域に限らずあり得るので、私どもとしてはそれを通達によって運輸局のほうに徹底しながら、個別の案件についてはしっかり対応してきているところとして、新たな制度設計をというよりは、御提案の趣旨は一時期に限らず通年化してほしいということだとお伺いしているので、そういう実情があれば、ぜひ事務局のほうを介してお伺いできれば、それはしっかりお話を聞いて対応してまいりたい。

(高橋部会長) では、そこは具体の事情をもう一回、協力し合いながら、受け身ではなくて、一緒に制度改正のために可能性を探るという方向でないと、この地域公共交通の話というのは、これから国交省が受け身的に対応できる話ではないのではないかと思います。

(国土交通省) 制度設計という話ですが、そこは制度がある中でその運用について。

(高橋部会長) でも、繁忙期を外すかどうかは制度設計でしょう。

(国土交通省) それを制度といえばそうかもしれないが、あくまでも法令の枠組みはできていて、そこについて実施するものをどういうふうに取り扱っていくのかの運用上の細目の話だと思う。そこは、具体的にそういう人、車、その地域の青ナンバーの方の実情。そういうものを踏まえて、地元のほうから具体的な熟した御提案があれば、私どもはもちろん、そこをお聞かせいただきたいと思う。

(高橋部会長) 大山町は通年でないとなかなかやる人も出てこないという話をしている。そこは制度提案としてそういうものを酌み取っていく話も必要なのではない。

(国土交通省) そういう現場での実情の中で、どのように人、車、安全運行、運行管理についての責任分担を相応にさせていただくかの話なので、その担い手について本当に実情を反映したものとして、私どもは対応すべきものには今後とも対応していきたい。

(高橋部会長) では、そこは対応していくということで。

<通番28：乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大（国土交通省）>

(高橋部会長) 地域公共交通会議における協議が整った地域はいかがか。

(国土交通省) それは、いってみれば実態面ではなくてプロセスのところなのだが、こういった需要がどうあるのかというのは、まずどういうふうこういう対応をする必要がある、いわゆる過疎地域として判断していくのかの実態の話なので、地域の関係者が合意してということも、例えば旅客の地域交通を維持するような協議の場、自治体のほうが主宰される場であるが、そういった地域公共交通会議などはちょっとプロセスの点で、手続論として、その場で合意というものはちょっと違うのではないかと感じているところ。

(高橋部会長) 違うというのは、どういう趣旨で違うのか。

(国土交通省) もともと旅客について、どういうふうに対応していくのかというのを地域で、県であったり、市町村であったり、また、その連携で複数のところなのかもしれないが、首長が主宰されて、地域の関係者、私どもも運輸局が参加させていただいているが、そこで地域の実情をぶつけ合いながら協議していく場である。そういうものとは、この貨物の配送・運送についてはそういう合意をとる場として、プロセスの点ではちょっと違うのかなと感じている。

(大橋部会長代理) これは平成29年のときに対応方針が閣議決定されて、確かにおっしゃるところから始めて、検証して、過疎地域の範囲の拡大についても検討するという宿題のもとに行われていると思う。しかし、こう

いう形で検証して、この限定されたエリアでやって、何か具体的な支障とかが出てきていないのであれば、さらに一步進めて中山間地域だとか、農村のエリアとか、法律上はそう書いてあっても、条件が不利なエリアで法定されている分野だから、過疎区域の次に手を伸ばす、法令上の根拠を求めるのだとすれば、例えばこういうところになると思うのだが、そういうところに踏み出さない理由はどこにあるのか。

(国土交通省) 踏み出す踏み出さないの前に、まずは今の制度がある中で、お話のあるような地域の実情に応じて、どういうふうに対象を考えていくのかの話で、閣議決定を踏まえて我々としても真摯に検討させていただいて対象を拡大したいと思っているところ。そこで現にやっているところで支障が生じているのかということ、幸いにもない和我々も認識しております、その上で、それをどういう範囲でエリア拡大をしていくのかというときに、今回も提案団体のほうからいただいている中で、今回の私どもの拡大案の中で入っていくところは先ほど申し上げたところも入っている。

ただ、提案団体の中で入っていないところもあるではないかということだとすると、そういった自治体のほうでどういう実情があるのか。また、事務局のほうの御差配で、提案団体の中で、先ほどの京都とか福井は対象になっていく。それ以外のところで、なぜ対象にならないのか、実情があるということであれば、現地ヒアリングを設けていただいたら、私どもとしては何も狭く考えたいわけではない。ただ、実情に応じて、どこまでどういうふう、そうはいつでも対象範囲をどのように画するかというのは一様のもを目安としなくてはいけない。それは何を取っかかりに考えなくてはいけないのかというのは従来、人口3万人とってきたので、そういうものに参考になるような話がさらにあれば、御差配いただいたら、ぜひお聞かせいただきたいと思う。

(大橋部会長代理) そこでいう3万人とかというのは、何か具体的な根拠はあるのか。

(国土交通省) どのように考えていくのかは、やはり過疎地域というのは人口減少の中でなかなか厳しい実情がある中で、そういうものを見出していくのは運送業としてはそういったものを取り上げているようなものをもとに参考にさせていただくのが比較的適切なのかなと思っている。何でそれを画していくのかというのは、実際問題、そう簡単なことではないともちろん認識している。

(勢一構成員) これは最初に提案が出てきたときから、何を基準にやるのかというのは非常に難しいということで、問題を共有しつつ議論をさせていただいて、だからこそ宿題になって、しっかり調査をして検討することだったと思う。そうすると、なぜ3万人で切るのかということをもう少し具体的に論拠としてお示しいただく必要がある。3万人という数値自体も当時議論になっていたはずなので、なぜ3万人でなければいけないのかということの御説明を頂戴したい。

(国土交通省) どういうふうの実態面で対象範囲を画していくのかというのは改めて、どこかで線を引かなくてはいけない部分はあるので、それを我々としては既存の法制度やら、実際に適用されているものの中で参考とさせていただくもので何かというときに、そういう人口要件も加味しながら考えていくことをとらせていただいている。

何か考えられないのか。それ以上のものを実情に応じて、公平性も持って対応していく必要はどうしてもあるので、そういうものとしては、今、我々としても一生懸命研究した結果、そのぐらいかという点においては、町村合併した中でそこが対象とならなくなっているようなところはしっかり対応しなくてはいけないということは最低限あるだろうと認識している。それ以外、なかなか一足飛びにと言うとあれだが、他の運送事業とは直接関連性のないような法律の過疎要件というものを今、対応していく状況にはないのではないかと考えているので、そんな実情である。

(高橋部会長) これは基準として、例えば離島とか半島も全然考えられないのか。

(国土交通省) 今回の御提案の中に離島とかそういうもので具体の御提案があるものはあるのか。

(高橋部会長) 事務局、それはないか。

(橋本参事官) 直接はない。

(国土交通省) そうだとすると、一般的には部会長御指摘のようなことがあり得るのかもしれないので、これはまた事務局のほうで、もし具体の御提案やそういう地域の熟した、その自治体として、また地域の住民の皆様とか、地域の配送事業者は私どもの対応しているところであるが、その実情を熟したのものとしてあれば、御提案を具体的にいただければ、また機会を設けていただきましたら本省のほうもしっかりお聞きしながら対応させていただきたい。

(高橋部会長) 承知した。

要するに対応としては、一事不再理ではなくて、前年度にやったという話ではないということか。

(国土交通省) やはり制度で対応するからには不公平のないように、皆様、いろんな地元の利害関係とか、いろんな実情とか、きっとおありなのですけれども、そうはいつでも、地元のいろんな持ち出していただける方が納得していただくような形で私どもが支えさせていただければと思っている。一担当のほうでこんな提案もあるというのでは、我々もヒアリングしたときに、それが地元の自治体や地元の地域の皆様や、また、そこに対応している、頑張っている運送事業者の声として結集しているのかどうかというのはぜひお聞かせいただきたい。

(大橋部会長代理) これはずっと継続課題でやっていて、拡大の方針については、ある程度認識は共有していて、どう拡大していくかというとき、その根拠になる3万人自体はさほどの根拠もなく、それに代わるものを求めるというときには、例えば福祉の分野とかでも、過疎に起因しているような何か特別な法律があれば、それを一つの手がかりにしてやっていくのはよくあるやり方である。

農村対象のものであるとしても、これはやはり条件がかなり悪い、地勢が悪いようなところで、過疎を代表するようなものである、そういう特定農山村法だとか、そういう現行法で何か、そこに人が少なく苦勞しているところについての法制を組んでいるようなところは、足がかりを得る場合の立脚点としては、私は利用価値が高いのではないかと思う。3万人とかという合理的な根拠がないものよりは、むしろそういう既存の法制の中で、あるものを基点にして一歩ずつ拡大を検討していくというやり方をしないと、なかなか先に進めないのではないかと思うのだがいかがか。

(国土交通省) 我々もみずから、そういうのは課題として認識しているし、皆様のほうからかねて閣議決定もしていただいてやっている中で、何を判断材料とすればいいのかはもちろん検討している。今の人口3万人については、過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域であって、人口3万人未満の区域という、このいわゆる過疎法における、これは市になるための人口要件の緩和の特例として3万人という線が線引きの対象となっているということ参考をさせていただきながら、人口減少に伴い、人の流れですとか物の流れとか、そういうものの維持が人口減少に伴って困難であり、かつ貨客混載による運送が相対的に小規模で行われ、輸送の安全の観点からも問題となり得るおそれが低いと想定される人口規模として、そこを設定された。そういう考えで3万人と申し上げてきている。

(高橋部会長) ただ、条件不利地域、地勢等の地理的な条件が悪いという話は多分、そこはまた御検討いただきたい。ほかにも山村とか離島とか半島とか、いろいろあるので、広げるときのいろいろな、大橋部会長代理がおっしゃったように、基準としてこれからも検討していただきたい。

もう一つが協議会の話なのだが、地域の实情から、この協議会はタクシー事業者も入るのではないのか。

(国土交通省) 協議会そのものは、もともと貨物運送について地元で調整を地元自治体に持ち出していく場ではないので、それこそ公共交通としてのバスとか、場合によってはタクシーというものもあるのだと思うのだが、ただ、貨物運送についてどのようにしていくのかの話なので、貨物事業者の関係もあって、この協議会が今回のテーマを調整していただく場としては必ずしも適切ではないのではないかと考えている。

(高橋部会長) それは地域公共交通会議か。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) ほかの協議会は。

(国土交通省) ほかのというのは、例えば何か。

(高橋部会長) 例えば法定協議会。

(国土交通省) 網計画とか、再活性化法に基づいて協議していただく場か。

(高橋部会長) 然り。

(国土交通省) 網計画についてもいろんなものを、配送も含めてなのかもしれないが、そういう協議会のほうでお話をしていこうという話か。

(高橋部会長) 協議会等という話だから、別に地域公共交通会議だけではないのではないのか。地域の協議会でとっているのだから。

(国土交通省) ちょっとお尋ねしたいのは、要するに網計画を立てたり、再活性化法のもとで法定計画を具体的にしていく場で協議していききたいのだという、御提案の中にあるところがあるのか。それは何がしかの枠組みであればという部会長の前向きなお話かと思うが、そういうものはあるか。まず、網計画を立てる場として法定されている協議会。

(高橋部会長) 協議会等は広い意味ではないか。

(国土交通省) 広いとして、それは具体の提案団体の中にそういった再活性化法に基づく協議会でお話したいという話はあるのか。

(高橋部会長) それは具体にないのか。

(橋本参事官) これ自体は例示として地域公共交通会議で、それにかわる協議会があればという理解で書いていると理解している。

(国土交通省) ちょっと確認だが、それは事務局のほうで提案を書いたということか。これは提案型なので、提案団体から地域の実情に応じて、ここでやりたいというお話があつての場と認識しているのだが。

(橋本参事官) 閣議決定文書としての話か。

(国土交通省) そのおっしゃられている「等」。

(橋本参事官) 先ほど来あるように、地元においては地域公共交通会議に貨物事業者も参加いただく形などを想定しているのだが、それが旅客について議論する場ということで、それ以外の協議会で許されるのであれば、それでも構わないという趣旨で協議会等としてしていると理解している。逆に、どのような場合があれば地元の声が聞けるか、適切なものがあればそれで構わないということが提案団体の考えだと理解している。

(国土交通省) 抽象論ではなくて、どういう場が地元それぞれあって、どういう場でということ具体的に議論する必要があると考えている。

(高橋部会長) 大橋部会長代理、どうぞ。

(大橋部会長代理) 平成 29 年のときの対応方針は区域の拡大を検討することの前に、実施状況を検討するということに加えて、地方公共団体とか貨物事業者、運送事業者等の関係者の意見を踏まえて範囲拡大を検討するのである。だとすれば、やはりこれは地域で話し合うような場をいろいろ工夫して設けて、そこでこの範囲を拡大することについても検討するのは当然である。これは約束の中に入っていることなので、それは別に地域公共交通会議に限定する趣旨は全然ないわけで、それにかわるような何か協議会で話がまとまって、やっていきましょうということになったときに、それでもこの拡大はだめなのかという質問である。

(国土交通省) そういう場があるとして、それがあり得ないと申し上げているのではなくて、そういう具体の場として、我々としてはいろいろあり得るのだろうと言われても、具体的にこれは提案型で地域でやっていきたいというものの話だから、対応する場合に、まずは実態としてどういう範囲で対象を画するのかの話と、もう一つのお話のほうの地域の声をどうとっていくのかをどの場とするのかの話があつて、後者のほうもいろいろあり得るのかもしれないが、どういうものがあるのかというのは率直にお尋ねさせていただいたところ。そういう適切な場があれば、それはまた御教示いただきながら、さらに検討していきたい。

(高橋部会長) 事務局、いかがか。

(橋本参事官) 提案団体は、直接は、地域公共交通会議と言っているのだが、その趣旨は、貨物事業者が参加した場合といった地域公共交通会議も想定している。その前提には、平成 30 年の提案において、貨物事業者等を構成員に含めた地域公共交通会議で協議が調った場合に一定の意見聴取手続を不要とするという事例が今となっては念頭にあると理解している。

(国土交通省) それに即して言うならば、それは一切、そういうものがあり得ないと申し上げているわけでは全然ないので、そこは御理解いただきたい。

(高橋部会長) では、そこはそういう方向で検討していただく余地はあると。貨物事業者が入って、地域の実情がわかっているならば、そこで実情として、ここは要するに委嘱を拡大したほうが地域公共交通のためになるという合意が調った場合は検討する余地があると。

(国土交通省) どういう対象範囲に画するのがまずあつて、それに合わせて合意をどのようにとるのかの話があると認識している。部会長がおっしゃったような場が、そのニーズがあるようなところに応じて、適切な場で、メンバーシップがきちんと、関係者が合意をとれるようなものがあれば、それはそれで考えていくお話だと認識している。

(高橋部会長) 承知した。

国交省だって、いろんな協議会をつくって合意をとっていくというのは大方針なのではないのか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) だから、その中でこういうものもできる協議会というものを要綱か何かでつくればいいのかではないか。国交省は要綱で協議会がつくられている。

(国土交通省) いや、それはそのとおりなのだが、今までの地元の調整の場、それも流れとしては地元のという

と、自治体のほうが地域の調整者と、この前、交通基本法の話が先生からあったが、そういうものの責任は地元にあるので、そういう場があればもちろん、そこに私どもも参画させていただいて対応するというものと認識している。

(高橋部会長) 引き続き、本日のヒアリングを踏まえて、閣議決定に向けて事務局とよく調整していただければとお願いしたいと思う。

<通番 20：未登記空家に係る不動産登記法上の表題部記載事項に相当する固定資産税情報の内部利用を可能とする見直し（総務省、国土交通省）>

(高橋部会長) まず、予防的な観点での対策が必要なのだということについては認識を共有していただいたということではよろしいか。

(国土交通省) 予防的な観点で所有者の方に働きかけを行うということは確かに有効なことだと考えている。

(高橋部会長) 「所有者の関心を引く」という表現は相手方が使ったのか。

(国土交通省) 然り。事務局と一緒に提案団体にヒアリングに伺った際に、「所有者に関心を持ってもらうのが難しいので、何らかの材料が欲しい」ということを提案団体の方もおっしゃっていた。

(高橋部会長) だからこそ、何らかの材料が要る、行政指導をする上で必要な情報が要るという話だということではよいか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) そうだとすれば、そのような意義はあるのではないか。何らかの行政指導をする上で対策を立てていただくという意味で、ある程度の必要な情報が入っていたほうが有効な行政指導になると考える。

(国土交通省) 初期段階での行政指導ということで、どのような情報を把握した上で対応すればよいかというところは技術的助言として周知をしたいと考えている。

(大橋部会長代理) 行政代執行をするといっても、費用の回収はかなりの負担であって、最近、代執行が昔に比べたら空き家問題を中心にして件数が相当増えたとしても、やはりそれは自治体にとって非常に重い業務であることは確かである。したがって、それよりは前さばきで予防に軸を置いてやりたいという気持ちがあって、このような提案が出ていると考えている。

今回、関心を引くということでいろいろ地方公共団体がやっている取組を紹介いただいて、周知するというので、これは非常に大事だと思うが、ただ、ある手法がどれくらいの実効性を持つのかという観点からすると、このような対策をするから大丈夫だということにはならないのではないか。

他方で、固定資産税情報を活用すれば明らかに情報は手に入るのに対し、コストの観点から言っても、二次回答で例示されているものは封入作業などを行うということで、コスト面で人手や費用を、ある程度地方公共団体に要求する施策である。それに対して固定資産税情報の利用を可能にするのはコストがかからず、非常に安価で済む点からすると、一方があるから他方はなくてもよいという話にもならないのではないか。

だから、事例周知は積極的にやっていただくとして、固定資産税情報の活用ということが今回いろんな公共団体から、非常に魅力的な手法だということで選択肢として出てきたので、これを退けることはないのではないか。両立策として、事例の周知をやっていただくのと同時に、固定資産税情報も法制的な手当てをして利用できるようにする手法は十分あり得るのではないかと思うのだが、いかがか。

(国土交通省) 我々としては、初期の指導に利用する情報としては十分ではないかと思っているが、ただ、通知を出しっ放しというわけではなくて、やはり通知を出した以上、検証は必要だと考えているので、検証した上で実効性がないということであれば、さらに別の方策を考えざるを得ないと思っている。一旦、これでやりたいということ。

(大橋部会長代理) あとは、今回の提案を退ける理由づけとして、本人の同意もなく、情報の内部利用をするというように書いてある点は、プライバシーに食い込むような提案のように聞こえるのだが、本来、登記をすることは義務であって、登記をしないにおいて、それが地方公共団体から見たら空き家対策の、予防対策の俎上に上るような対象になっているということは、その所有者の方が所有者としての責務をきちんと果たしていないという評価になるのではないか。

最近の新しい法律を見ると、所有者の人もきちんと責任を果たしてもらう前提でいろんな法制が整備さ

れているし、他方でこのような情報利用も法律上の根拠をきちんと置いて要件規定を置けば使えるという形の法制が最近だんだんと増えてきている。そういう状況から見ると、この提案は、きちんと法令規定を置けば、対象になっている人は登記の責務の懈怠があるような人なので、登記されていれば公表されている情報を出すべきであり、他方で地方公共団体がコストを免れるということであるとすれば、制度設計としては十分あり得るような提案である。それなのに、それをわざわざ横に置いておく必要はなくて、今回の周知策と同時並行で、せっかく提案が出てきたのだから、それを契機にして実現されたらよいと考えるのだが、いかがか。

(国土交通省) 確かに登記をしていないというのは、それはそれで不適切なものだとは思う。ただ、そこで本人のプライバシー云々をということを一足飛びにしていけないというのは慎重に検討しなければいけないと考えており、その点については見解が違うのかもしれない。そういったことも踏まえた上で、今回はまず周知として、さまざまな工夫の例をお知らせして、これでやってみていただきたいということをお願いしようと思っている。

(高橋部会長) 大橋部会長代理がご指摘されたように、そこは全体的な流れの中で法制的に仕切るということ。未登記というのは義務の懈怠があるので、それを踏まえて、登記していない場合でも、それはプライバシー情報とはみなさないという制度設計は検討することはあり得るのではないかと。全体として相続登記だって義務化される時代である。

(国土交通省) その点については、にわかには言い難く、慎重に考えざるを得ないと思っている。

(高橋部会長) 慎重にでも、検討していただけるのか。全く検討しないのではなくて、検討していただく余地はないのかということをお願いしている。

(国土交通省) まず、今回の取組を行い、実効性について検証した上で、さらに必要であれば考えたい。

(高橋部会長) まず実効性は検討していただくということでしょうか。

(国土交通省) この施策の実効性はもちろん検証していく。それは行政がしなくてははいけない。

(大橋部会長代理) その場合の評価は実効性だけではなくて、やはりコストも勘案してもらわないといけない。このような問題はこれから増えてくる。そういうときに先送りするよりは、コストをかけずにできる手法があるのであれば、そちらを優先することが重要である。自治体の職員も今はマンパワーが足りないし、税金も枯渇しているような状況が認められる、ここでは、コストを使わないでできる手法があるときには、コストを使って、ある程度の効用がある手法を進めるということにはならないと思うので、やはり提案の検討も進めていただきたい。

特にプライバシーについて言えば、前回、外から専門家が見ればわかるとおっしゃった程度情報を出す話にすぎない。それが未登記という形で懈怠していて、しかも空家対策の対象になるほど放置しているような所有者について、その情報について権利性が高いということは疑問である。

(国土交通省) 今回の取組の検証に当たっては、実効性という意味ではコストの面も含めて検証したいと思う。その上でさらに適切な方法があれば考えたい。

(高橋部会長) コストという面では不動産業者に聞くのだからお金がかかる。無料でやってくれる業者はいないので、そういった意味ではそういうコストも含めて検討いただきたい。機会費用も含めて検討いただきたい。その上で、早急に検討していただきたいと思いますので、次年度を含めて、持ち越しであればさらに次年度しっかりやるということも含めて御協力いただきたいと思っている。

(磯部構成員) ぜひ慎重に、しかし迅速に検討していただきたいと思って聞いていた。プライバシーのことが心配とのことだが、大橋部会長代理がご指摘のように、それほどプライバシー侵害のおそれがない、客観的にそういう属性の情報ではないかということもそうなのだが、それを扱おうとしているのは守秘義務を法律上負っている地方公務員の人たちであって、それは第三者にみだりに公表されるという、最高裁が言っているような、そういう意味でのプライバシー侵害の話ではないのだから、そもそもそれほど問題ではないのではないかと。

むしろ、これは将来どん詰まりまで放っておいて手遅れになる前に情報を提供して、それが引き金になって早い段階で打てるべき手を打つというふうには、本人にとって利益になる。そういう働きかけに使うための情報の利用だと思うので、情報を見る、プライバシーの侵害はあるかもしれないという、その局面だけで不利益性というものは考えるのではなくて、全体で考えていただきたい。ぜひそういう視点も含めて慎重に検討していただきたい。

(勢一構成員) 改めてのお願いで恐縮だが、この提案募集方式の制度の趣旨は、地方公共団体が具体的な支障を示して、制度をこういうふうに変えてほしいと提案してくる制度である。そうすると、やはり原理原則として、提案された内容に対して応えるのが筋だと思う。

今回はそれとは違う形で、こういう対象がありますという周知の取組をしていただく。それ自体は重要なことだと思うが、その取組が最初に出てきた提案の要望を十分に満たすかどうかというところが実は非常に重要である。検証していただく場合には、そもそもの趣旨で出てきた支障を全てクリアできるのかどうか、クリアできないのであれば、やはり最初に戻って提案の内容をもう一回検討するということになるかと思うので、そこはぜひご検討をお願いしたい。

(高橋部会長) 幾つかお願いをしたので、それを踏まえて、よく事務局とも、閣議決定に向けて調整していただきたい。

(国土交通省) 地方公共団体に対する調査については、広域的な被災があって、災害対応をされている団体もあるので、調査の時期等については、事務局とよく相談させていただきたい。地方分権も非常に重要だと考えているが、そういう事情もあるので、そういったスケジューリングを考えている。

(高橋部会長) その点については重々承知している。

<通番1：特定地域型保育事業者に対する「確認」の効力の拡大>

(高橋部会長) 子ども・子育て会議で特段支障があるという意見がなければ制度改正の方向に持っていくということが良いか。

(内閣府) 現在、我々が把握している限りでは、広域利用にあたって保育所や認定こども園と同様に、市町村間で利用調整が行われているため、これまでの簡素化の状況も踏まえると、現段階で確認の手続を廃止して決定的な支障が生じるというケースについては把握をしていない。ただ、子ども・子育て会議は様々な立場の委員が多くいるので、一度、会議にしっかりと説明をし、問題がないかということなどのご意見を伺った上で制度改正も含めて検討していきたいと思っている。

(高橋部会長) 言葉の問題だが、内閣府としては特段支障がないという認識であるという説明を伺ったので、その支障がないという認識を子ども・子育て会議には出すということで良いか。

(内閣府) 内閣府として、内閣府と厚生労働省、一緒に検討しているので、特に支障がないということで同意いただければ制度改正を検討していきたいということである。

(高橋部会長) 支障がないという認識を出すということで良いか。

(内閣府) まず、その確認をしたいと思う。

(大橋部会長代理) 子ども・子育て会議に対しての諮問の観点だが、今のような見解を示すにあたっては、今回、分権の提案が様々な地方公共団体から出てきて、それを受けての諮問なり意見提示であるという経緯や背景があることを示すということで良いか。

(内閣府) 子ども・子育て会議で、これまでの地方分権の会議でも示されているように、色々な自治体からの要望があるということを含め、説明したい。

(高橋部会長) 仮に何らかの、特段、支障があるという意見がなかった場合には、事実の問題として、今年度中に対応するというように良いか。

(内閣府) 現在、子ども・子育て会議を開催しており、当面、10月中に一度開催する予定がある。まだ日程が確定していないが、10月中に一回開催する見込みのため、そこで意見を伺った上でということになると思うので、しかるべく時期にきちんと対応したいと思う。

(高橋部会長) それでは、どうもありがとうございました。引き続き、事務局とよく調整の上、閣議決定に向けて作業をしていただければありがたい。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

<通番2：里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化（内閣府・厚労省）>

(高橋部会長) 周知していただくということで、ありがたいお話で感謝するが、これはまとめてわかりやすい形で周知していただくということでよろしいか。

(厚生労働省) 個別に事務連絡などで通知をし、また、来年の年明けに予定している全国会議などでまとめて周

知してまいりたい。

(高橋部会長) こういうのは項目別に周知されるのか。これについてはこういう周知の仕方なのか。

(厚生労働省) 根拠となるような通知がさかのぼってみて異なる場合があるので、別の通知になるかもしれないが、出すときに、これらは全体としてこういうことであるというふうに説明するよう事務連絡を一緒につける、また全国会議の場では、この3つの通知が出て、これらは全体でこういうことができるということを示し、自治体が混乱しないように、パッケージで説明するようにしたい。

(高橋部会長) パッケージで説明してもらおうと比較的わかりやすいと思うので、事務局とも相談していただき、よく工夫していただきたい。来年の事務連絡会議というのはいつ頃あるのか。

(厚生労働省) 大体2~3月ぐらいに全国会議を開催しているので、先にその取り扱いについては事務局とも相談して通知を出すとともに、直接詳しい説明をその場でも重ねてさせていただく。

(高橋部会長) スケジュールとしては、それで明確ということではよろしいか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 里帰り先の自治体が一時預かりについて補助金をもらう話があると思うが、そのときに住所地市町村との調整は特段要らないということではよろしいか。そこはそういう調整が要ると、また非常に自治体の負担になると思うがいかがか。

(厚生労働省) そこは自治体でどうされるかを判断して問題ないと思っており、元々一時預かりの補助金は年間何人集まったら幾ら補助するという算定なので、例えばある市の人が年間延べ1万3000人分使っているところにたまたま1人、他の市町村から来たときに、もとの市町村にどうするかと聞かなければ使わせないというのは過剰であると思う。ただ、実際に一時預かりだと、この里帰りだけでなく、例えばある市において一時保育事業に隣の町の方が3割ぐらい使っているような事例も仮にあったとすれば、その場合には3割使っているのだから、隣の町から3割分だけないかという協定でやってもらうというやり方もあると思うので、調整は個々の状況に応じて行うものと思っており、こちらからこれをやるときに、もとの自治体と必ず調整しなければだめだということまで義務づけることや、煩雑な事務をさせるつもりはない。

(高橋部会長) 承知した。ただ、里帰り出産の場合、今の例示にあるような越境して3割という話と大分状況が違うと思うので、里帰りというと、それほど地域的に越境みたいな話は経験則上あまりないかと思うがいかがか。調整は不要という御見解でよいか。

(厚生労働省) 然り。ただ、仮にそれぞれの市町村に照会したいという自治体があるのをあえて禁止することまでは言えないかと思っていて、それはやはり自治体の状況に応じての御判断という形が一番いいと思っている。

(高橋部会長) その調整問題については、自治体で状況に応じて、柔軟に対応してくださいといった見解が出るということではよろしいか。

(厚生労働省) 然り。文言は事務局とも相談してもらおうが、そうした方向で調整させていただければと思う。

(高橋部会長) 事務局は、今の内容で良いか。

(末永参事官) 今、御議論のあった点は少し気になっていた点だが、明確にされていたので、その意が自治体に伝わるような形での通知をぜひお願いしたい。事務局で、その調整をさせていただく。

(高橋部会長) よく調整していただきたい。

(厚生労働省) 承知した。問題意識を踏まえて調整したい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)